

〔水鏡<sub>下</sub>〕承和九年七月十五日、嵯峨法皇うせさせ給ひにき、當代の御ちにおはします、十七日平城天皇の御子に阿保親王と申し人、嵯峨のおほぎさきの御もとへ、御せうそくをたてまつりて申給ふやう、東宮のたちはきこはみねと申ものまできて、太上天皇すでにうせさせ給ひぬ、世中のみだれいでき侍りなんす、東宮を東國へわたしたてまつらんと申よしをつげ申給ひしかば、忠仁公<sub>○藤原良房</sub>の中納言と申ておはせしを、后よび申させ給ひて、阿保親王の御ふみをみかどにたてまつり給ひき、この事はみねと但馬權守橘逸勢とはかれりける事にて東宮はまじり給はざりけり、廿四日に事あらはれて、廿五日に但馬權守を伊豆國へつかはし、こはみねをおきへつかはす、又中納言よしの宰相あきつなごながされにき、<sub>○中</sub>東宮おそりおぢ給ひて、太子をのがれんと申給ひしかば、みかどこの事はこはみねひとりか思ひたちつることなり、東宮の御あやまりにあらす、どかくおぼすことなかれとて、たゞもとのやうにておはしませせき、<sub>○中</sub>八月三日みかど冷泉るんに行幸ありて、すませ給ひしに、東宮もやがてまゐらせ給ひたりしに、いづかたよりともなくてふみをなげいれたりき、こはみねが東宮ををしへたてまつりたることゞもありしかば、にはかに東宮の宮づかさたちはきおもと人など百餘人どらへられて、東宮を淳和院へかへしたてまつりて、四日當代の第一親王を東宮にたて申給き、文德天皇これにおはします、

〔三代實錄<sub>光孝</sub>四十六〕元慶八年九月廿日丁丑、恒貞親王薨、不任葬司、以喪家不經奏聞殯殮既訖也、皇帝不視事三日、親王者淳和太上天皇之第二子也、母太皇太后諱正子、嵯峨太上天皇之女焉、天長十二年立爲皇太子、承和九年廢皇太子、依橘逸勢、帶刀舍人伴健岑、反逆之謀也、嘉祥二年正月授三品、恒貞出家爲沙門、名曰恒寂、崇信佛道、精進持戒、無病而薨、時年六十、遺命薄葬、務從率儉、

〔光嚴院御記〕元弘元年十月廿一日癸亥、以通顯卿、自內親王立坊事被申之、十一月八日己卯、立太